令和4年度

業務概要

(令和3年度実績)



秋田県動物愛護センター

〒010-1211 秋田市雄和椿川字奥椿岱1番地 TEL 018-827-5051 FAX 018-886-5581

https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/13481

目 次 (動物愛護センター業務の概要)

1	沿革	
2	組織権	構成図
3	職員権	構成
4	事務分	分掌 【参考1】所掌する法令、手数料
5	業務内	内容と管轄区域
6	施設0	D概略図(本所) 5
7	施設0	D概略図(分所)
表 1	狂力	大病予防業務等実施状況 ····································
表 2	2 犬0	D危害防止業務実施状況
【参	考2】	令和2年度狂犬病予防注射率管内実績 888888888888888888888888888888888888
表 3	3 犬に	こ関する苦情・被害の届出状況
表 4	・犬に	こよる咬傷事故の実態調査状況
表 5	5 犬耳	攻締車等運行状況 ······· 1
表 6	(大に	こ関する相談受理状況
表 7	7 犬0	りしつけ方教室等実施状況1
表 8	3 犬0	D譲渡実施状況
表 9	命を	と大切にする心を育む教室実施状況 ······ 1:
表10	0 猫に	に関する苦情相談の届出状況 ······ 1:
表1	1 猫0	0引取り申請状況
表1:	2 猫の	D譲渡実施状況
表13	3 負傷	- 湯猫の収容対応状況
表14	4 処分	う施設の稼働状況
表1	5 特定	定動物の許可事務1
表10	6 特定	定動物の飼養許可状況
表1	7 動物	勿取扱業登録状況 ······· 1
表18	8 動物	物取扱責任者研修実施状況 ······· 1
表19	9 特別	定動物及び動物取扱業の飼養施設監視指導状況 1
【参	考3】	センター来場者1
【参	考4】	センター運営ボランティア登録者
【岩	考5 】	センターへの寄付協力者

1 沿革

平成2年6月 動物管理センター施設竣工(秋田市浜田)、秋田県秋田保健所動物管理センターと して業務開始。全県の犬猫の処分、焼却を同センターで一括実施。

平成6年2月 飼い犬の適正飼養啓発のため「犬のしつけ教室」事業を開始。 犬の適正飼養啓発事業で活躍するパートナー犬事業を開始。

平成6年6月 「子犬の譲渡」事業を同センター業務として実施。

平成8年4月 平成7年狂犬病予防法改正に伴い、飼い犬の登録が生涯一同に改正。

平成9年4月 生活環境部所管の秋田県動物管理センターとして独立公所化。管理担当と保護 担当を設置。総務担当は秋田保健所が兼務。

> 「秋田県動物の保護及び管理に関する条例」施行。(犬猫引取手数料1,000円/頭) 「秋田県犬の危害防止条例」を廃止。

犬の生体払い下げを廃止。

秋田市が中核市として狂犬病予防法を所掌し、犬の捕獲・抑留業務を開始。

平成9年10月 同条例に基づく特定動物飼養許可及び動物取扱業の届出事務を開始。

平成10年4月 総務担当は生活環境部主管課が兼務。

平成11年12月 「動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動愛法」。)」に改正。

平成12年4月 「狂犬病予防法」の一部改正により、犬の登録、注射事務が市町村の事務に移行。 平成11年の動愛法改正に伴い秋田市が犬猫の引取り業務を所掌。

平成12年12月 「秋田県動物の愛護及び管理に関する条例(以下「動愛条例」)」に改正。

平成13年9月 パートナー犬の譲渡(「成犬の譲渡」事業)を開始。

同センターから譲渡した子犬等の「譲渡犬同窓会」事業を開始。

平成15年3月 「あきた動物愛護管理基本構想」を策定。

平成18年3月 「猫の譲渡」事業を実施。

平成18年6月 「動愛法」が改正施行。「動愛条例」を一部改正し、「動愛法」に基づく 特定動物の飼養許可等に変更するとともに、動物取扱業の登録事務を開始。

平成18年10月 「命を大切にする心を育む教室」事業を開始。

平成19年4月 「秋田県動物愛護推進協議会」を設置。 「秋田県動物愛護推進員」40名を委嘱。

平成20年2月 「秋田県動物愛護管理推進計画」を策定。

平成23年4月 東日本大震災に伴う県内避難者同伴犬猫の飼養等の支援対策を実施。

平成26年4月 犬猫引取手数料額改正(2,000円/頭)。

平成28年3月 「第2次秋田県動物愛護管理推進計画」を策定。 「秋田県動物愛護センター(仮称)」整備計画を策定。

平成28年4月 「犬猫団体譲渡」及び「合同譲渡会」事業(県内の動物愛護団体との協働)を開始。

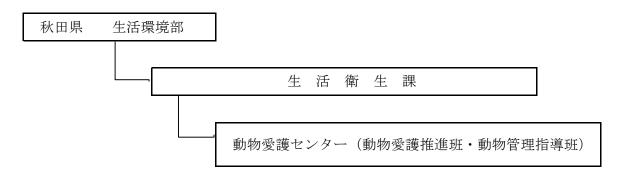
平成29年10月 動物愛護センター新設のための工事着手(秋田市雄和)。 動物管理センター(分所)内飼養施設を改修。

平成31年4月 秋田県動物愛護センター開設(旧動物管理センターは分所活用)。

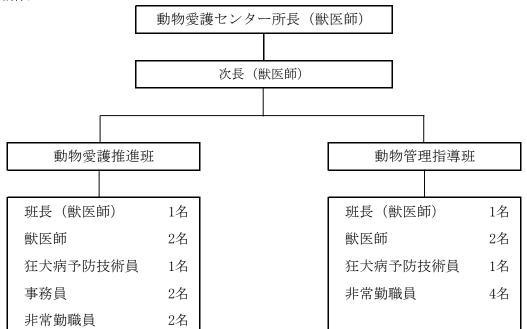
令和元年6月 同センターでの一般開放開始 (譲渡対象犬猫の展示など)。

令和元年9月 第39回全国豊かな海づくり大会にご来県の天皇皇后両陛下が同センターご訪問。

令和2年6月 「動愛法」の一部を改正する法律施行。動物取扱業登録、特定動物許可要件の規定 追加など

令和4年3月 動愛法違反で飼い主が逮捕され、飼い主が飼養放棄した犬56頭を県が保護・収容。 以後、同センターで飼養し、通常の犬の譲渡と並行して新たな飼い主への譲渡を開 始。 

3 職員構成



4 事務分掌

所名	班名		分掌事務
		1	動物の愛護思想の普及啓発に関すること
		2	庁舎管理に関すること
	動物愛護推進班	3	労働衛生に関すること
	動物发喪推進班	4	関係機関との連絡調整に関すること
		5	動物由来感染症に関すること
		6	収容動物の飼養管理及び譲渡に関すること
動物愛護センター		1	狂犬病予防に関すること
		2	犬の危害防止に関すること
	動物管理指導班	3	動物の飼い方相談及び適正飼養の普及啓発に関すること
		4	負傷動物の収容に関すること
		5	特定動物の飼養許可に関すること
		6	動物取扱業の登録に関すること

【参考1】

○所掌する法令

- ●狂犬病予防法
- ●動物の愛護及び管理に関する法律
- ●秋田県動物の愛護及び管理に関する条例

○手数料

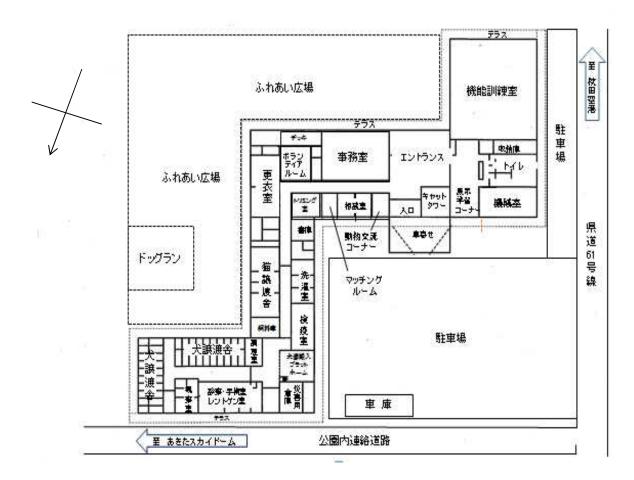
7	種 別	手数料額	根拠法令等
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	1頭につき	5,000円	• 狂犬病予防法施行細則
抑留犬返還手数料	加えて1頭当たり管理し た日数1日につき	600円	・秋田県動物の愛護及び管理 に関する条例
第一種動物取扱業登録	1件につき	15,000円	
(更新) 申請手数料	3件以上につき(上限)	30,000円	
特定動物飼養許可申請	1件につき	15,000円	秋田県動物の愛護及び管理
手数料	3件以上につき(上限)	30,000円	に関する条例
特定動物飼養許可事項	1件につき	10,000円	
変更許可申請手数料	3件以上につき(上限)	20,000円	
上巻月版り手粉料	生後91日以上の犬又は猫 1頭又は1匹につき	2,000円	・秋田県動物の愛護及び管理
大猫引取り手数料	生後90日以内の犬又は猫 10頭又は10匹につき	5,000円 ・狂犬 ・ 秋田 に関す 15,000円 15,000円 15,000円 15,000円 15,000円 10,000円	に関する条例(平成26年4月 から)

5 業務内容と管轄区域

	業務内容	管轄区域
1	犬の登録・狂犬病予防注射の推進	男鹿南秋地区
2	犬・猫等の適正飼養に関する啓発・指導	男鹿南秋地区
3	犬の危害防止に関する業務(捕獲、抑留、返還、措置)	男鹿南秋地区
4	飼い犬の引き取り	男鹿南秋地区
5	飼い猫等の引き取り	男鹿南秋、 由利本荘にかほ地区
6	犬・猫の処分(譲渡、安楽死処分等)	全県
7	犬・猫等の飼い方相談	全県
8	動物取扱業の登録、監視指導	全県
9	特定動物の飼養許可、監視指導	全県
10	動物愛護思想の普及啓発 (しつけ方教室、命を大切にする心を育む教室の開催等)	全県
11	県内の動物愛護団体等との事業提携 (合同譲渡会、災害時のペット同行避難訓練等)	全県

6 施設の概略図

【本所平面図】



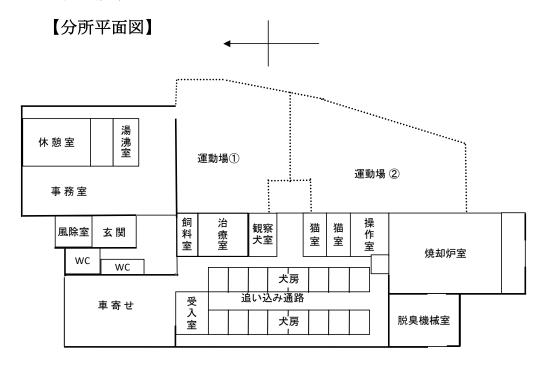
○施設の概要

敷地面積 建物面積 5, 961. 45 m² 1, 496. 74 m²

工期

着工 平成29年10月 完成 平成31年 3月

7 施設の概略図



○ 施設の概要

敷地面積 2.928.46㎡ 建物面積 本館 385.21㎡ 車庫 54.00㎡ 工期 着工 平成1年10月31日 完成 平成2年5月31日

配置図

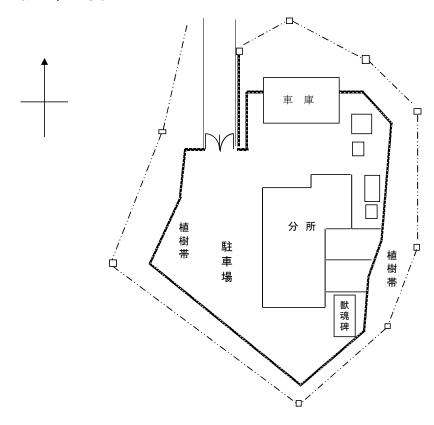


表 1 狂犬病予防業務等実施状況

令和4年3月31日現在

																11/11/11	0.7101	2017
						登録							3	圧犬病予防	注射状況			犬飼養 !状況
	登録頭数						犬の所在	E地変更届								,		
年度	〈期間末 原簿総 数〉	登録申請 頭数	鑑札再交 付数	死亡届出 件数	県外から の移動 〈引換え 交付〉	県外へ 移動	管外 (県 内) から 移動	管外(県 内)への 移動		計	所有者の 氏名・住 所変更	所有者の 変更届	集合注射 頭数	個別注射 頭数	小計	注射済票 の再交付 数	抑留犬管 理件数	飼養管理 延日数
令和3年度	3, 118	204	7	340	18	3	25	25	4	71	10	9	1, 742	553	2, 295		3	21
令和2年度	3, 239	191	1	394	14	5	23	14	2	58	5	10	1, 749	637	2, 386		1	6
令和元年度	3, 424	185	2	312	10	9	31	19	2	71	4	11	1, 942	567	2, 509	1	3	13

表 2 犬の危害防止業務実施状況

				抑留状	況						処分状況	Ĺ				行政指	指置等			薬	殺
	センター	センターにおける	センター	ーにおける! 頭	引き取り申 数	請状況	保健所		センター における	×⊓. An /\	He 350	7. 00 like	∧ ∌I.	如火事	-24 -3-A	4A+++	#844	H- ₹◊	7- 10 lik	\$###F	14.50
年度	捕獲頭数	動愛法35 条第3項の 拾得	申請件数	生後91日 以上	生後91 日未満	計	. からの 移送	合計	飼い主 返 還	殺処分	譲渡	その他	合計	勧告書	説諭	炉木 書	措置命令	告発	ての他	実施地区	頭数
令和3年度	6	2	59	54	5	59	85	93	3	23	70	1	97			2	1				
令和2年度	14	4	2	2		2	109	129	1	51	81	1	134		1	3			7		
令和元年度	26	7	5	5		5	53	91	3	26	46	3	78		2	4			11		

【参考2】 令和3年度 狂犬病予防注射率管内実績

	集合注射	個別注射	小計	登録頭数	注射率
男鹿市	507	192	699	995	70.3
潟上市	743	243	986	1,289	76.5
八郎潟町	91	34	125	197	63.5
五城目町	207	37	244	275	88.7
井川町	122	28	150	213	70.4
大潟村	72	19	91	149	61.1
管内合計	1,742	553	2,295	3,118	73.6

表3 犬に関する苦情・被害の届出状況

					一般苦情	Ī			衛	生上の苦	情					被害			
年度	被害苦情の届出件数	111-1	小計	野犬・放し飼い等	けい留の方法	なき声等	その他	小計	脱糞	悪臭	脱毛	その他	小計	咬傷を受 飼い主・家族	だけた者 そ れ 以 外	咬傷以外の被害を受けた者	家畜等の被害	農地・庭園の被害	その他
令和3年度	18	18	16	13	1	1	1	1	1				6		3		1	1	1
令和2年度	21	21	16	5	1		10						5		2	2		1	
令和元年度	23	24	20	11		1	8						4		4				

表 4 犬による咬傷事故の実態調査

会和3年4月1日~会和4年3月31日

					被領	害者			咬	傷	事:	故被	按 害	者			時	咬傷 f	事故 間	発生	三 帯	咬に	傷事 おけ	故のる犬	発生 :の状	.時 :況	咬お	で傷事 ける	事故() 被害	り発 <i>生</i> 害者(生時 の状	に		咬傷	事故	ョ〜〒 での後 伏況	K Ž	咬值	易事は 生場	汝の
区		分	咬傷事故の件数	咬傷事故を起こした犬の頭数	飼い主・家族	その他	Ē	就学前の者	2	小 学 生 女	2	中 学 生 — 女	0	そ か 也 女	男	女	9時まで	9時以降12時まで	12以降15時まで	15時以降18時まで	18時以降	犬舎等にけい留中	けい留して運動中	放し飼い	野犬・放浪犬	その他	犬に手を出した	けい留しようとした	配達・訪問等の際	通行中	遊戯中	の	捕獲	引取り	飼養継続		その他	咬傷事故を起こした犬舎等周辺	公共の場所	その他
飼	飼い主	登録	3	3		3							2	1	2	1	1	1		1			2		1							3			3				2	1
٧١	判明	未登録																																						
犬	飼い言	主不明																																						
野	犬(放浪	大)																																						
	計		3	3		3							2	1	2	1	1			1		0		0						0		3			3				2	1

^{●「}咬傷事故発生場所」欄の「公共の場所」とは、道路、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、学校等をいう。

表 5 犬取締車等運行状況

令和3年4月1日~令和4年3月31日

		運行日数			業務	内容(日	数)	
年度	犬取締車	飼い犬指導車	その他の車	苦情処理	咬傷事故調査	広報・啓発	飼い方教室等	その他
令和3年度	35. 5	17. 0	27. 0	38. 5	2.0	2. 5	1.0	35. 5
令和2年度	12. 5	9. 5	2. 5	10. 5	3. 5	2. 0	8. 5	0.0
令和元年度	14. 5	13. 5	16. 5	23. 0	3. 5	10. 0	8. 0	0.0

[●]業務内容は「犬取締車(犬猫搬送車含む)」、「飼い犬指導車」及び「その他の車」による業務実績分。

表6 犬に関する相談受理状況

令和3年4月1日~令和4年3月31日

年度	相談受理件数	祉	引き取り申請等	法令関係・手続き等	飼い方・病気等	譲渡	紛失犬	保護犬	その他
令和3年度	329	335	32	9	21	207	11	7	48
令和2年度	51	54	2	3	11	7	19	6	6
令和元年度	130	130	19	16	22	28	26	8	11

表7 犬のしつけ方教室等実施状況

令和3年4月1日~令和4年3月31日

				内	訳			
事	項	3年度計	しつけ方 教室 ※ 1	譲渡犬同窓会※2	譲渡講習・ 個別相談 ※3	出張講演 ※4	2年度計	元年度計
	回 数	71	1		70		88	56
令和3年度	受講者(人)	294	9		285		337	364
	受講犬(頭)	75	5		70		152	207

※1:県内保健所・獣医師会などと連携し県内各地に出張し実施。

※2:センター地内で実施。 (新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止)

※3:センター地内で実施。※4:県庁出前講座対応。

表8 犬の譲渡実施状況

令和3年4月1日~令和4年3月31日

事	項	3年度	2年度	元年度
	子犬 (頭数)	37	47	3
犬の譲渡	成犬(頭数)	33	34	46
	計	70	81	49

表 9 命を大切にする心を育む教室実施状況

				- 1:	7月87年7月1	11 11 11 -	F 0 71 0 1 H
				内訳			
事	項	3年度計	小学校低学 年向け※1	小中高校生 向け※2	体験学習・ 視察等※3	2年度計	元年度計
	回 数	33	14		19	45	16
命を大切にする	受講者(人数)	801	731		70	1, 974	505
心を育む教室	ボランティア(人数)	3	3			15	12
	ボランティア犬等 (頭数)	3	3			32	9

- ●「ボランティア人数(動物愛護推進員含む)」と「ボランティア大等頭数(センター同伴犬ねこ含む)」は、延べ数。
- ●※1と※2は依頼のあった各学校等に出張(出前講座対応)し実施。
- ●※3は小中高校生の体験学習・視察受け入れ(センター地内での実施)などの実績を計上。

表10 猫に関する苦情相談の届出状況

令和3年4月1日~令和4年3月31日

			弓	取相詞	炎				苦	情					飼い方	相談等		
年度	#H	小計	猫引取り申請	飼い主不明猫収容	負傷・死亡猫収容	その他	小計	なき声	糞尿・悪臭等	家畜・ペット等の被	農地・庭園等の	その他	小計	飼い方相談	紛失・保護相談	忌避・防除相談	里親希望・譲渡相談	その他
3年度	953	338	115	171	43	9	36	4	10		2	20	579	21	21		445	92
2年度	173	109	49	50	6	4	16	2	7			7	48	4	38	1	4	1
元年度	290	197	84	97	16		12		1	2		9	81	7	51		17	6

表11 猫の引取り等の収容

令和3年4月1日~令和4年3月31日

	事	項	3年度	2年度	元年度
7.		おす	44	31	17
引取	生後 91 日 以上	めす	61	26	26
り		匹数計	105	57	43
申請	生後90日	以内	50	41	20
нн	小	計	155	98	63
拾	生後91日以上(推	É定含む)	28	16	7
得等	生後90日以内(推	É定含む)	90	135	68
の 収	負傷猫(年齢問わ	ず・内数)	52	46	36
容	小	計	170	197	111
移	生後91日以上(推	É定含む)	203	365	159
移送受	生後90日以内(推	É定含む)	279	388	297
理	小	計	482	753	456
	合	計	807	1048	630

(数字は頭数)

表12 猫の譲渡実施状況

令和3年4月1日~令和4年3月31日

事	項	3年度	2年度	元年度
猫の譲渡	子猫 (匹数)	292	289	262
	成猫(匹数)	116	139	73
	計	408	428	335

表13 負傷猫の収容対応状況

令和3年4月1日~令和4年3月31日

事	項	3年度	2年度	元年度
負傷猫	受付・調査対応 (件)	56	43	36
貝房畑	収容数 (匹数)	52	46	36

表14 処分施設の稼働状況

令和3年4月1日~令和4年3月31日

		11419 4 4 71	T 10 14 10 T	<u> </u>
事	項	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 元年度
稼り	動日数	7	13	9
	県北部	21	33	9
犬	県中央部	2	13	16
人	県南部	1	6	4
	頭数合計	24	52	29
秋田市から	の依頼(犬頭数)	0	2	5
犬処分頭	[数計【全県】	24	54	34
	県北部	102	160	74
猫	県中央部	134	174	76
9 田	県南部	183	296	119
	匹数合計	419	630	269
秋田市から	の依頼(猫匹数)	61	127	82
猫処分四	E数計【全県】	480	757	351

●県北部は大館・北秋田・能代保健所管内、県中央部は動物愛護センター・由利本荘保健所管内、 県南部は大仙・横手・湯沢保健所管内分で、秋田市からの処分依頼と合わせてセンターに移送 されている。

表15 特定動物の許可事務

令和3年度末現在の飼養許可事業所数	8	件
令和3年度末現在の飼養許可施設数	4 4 5	包設

事項			許可事項			届出変更					
区分			_		新	規	変	更	事項変更	廃	止
許可申請	事	業	所	数		4		2	1		
件 数	飼	養	施言	没 数		16		2	2		
飼養許可	許			可		16		2			
申請施設	許	可	保	留							
の処分等	不		許	可							

表16 特定動物の飼養許可状況

令和3年3月31日現在

## 1 106	動物種				事業所数	許可施設数	頭(匹)数	許可頭 (匹) 数
# 149	総計			計		41	166	597
原数		¥			3			570
## 日 Reside 4 8 7 7 1	17 14 13 十/3	ζ			2			18
## 日 科・編 ホエザル語 カーリータモザル語 カーリーターサル語 カーリーターサル語 カーリーターサル語 カーリーターサル語 カーリーターサル語 カーリーターター カーリーターターター カーリーターター カーリーターター カーリーターターター カーリーターターター カーリーターターター カーリーターターター カーリーターターター カーリーターターター カーリーターターターターターターターターターターターターターターターターターター								9
#記録	細	B						
####################################	//173	П						
サーフ・ター・サル展 ウーリー・ター・サル展 ウーリー・ター・サル展 ウーリー・ター・サル ロック ロッ								
本学 1 1 58 1 1 58 1 1 58 1 1 1 1 1 1 1 1 1			アテリダエ科					
# 記録				ウーリーモンキー属				
本表の				マカク属	1	1	58	150
# 記録				マンガベイ属				
# 記録				ヒヒ属	1	1	1	1
# 表								
職利報								
ロース 1			1. L 10 10 7 11		1	2	4	12
ボック・モンギー展		霊長日	おながざる科			-		10
ドゥクモンギー属 コバナテングザル属 フーフモンドー属 フーフモンドー属 フーフモンドー属 フーフモンドー属 フーフモンドー属 フーフモンドー属 フーフモンドー属 フーフモンドー属 フーフェンドー属 フーフェンドー属 フーフェンドー属 フーフェンドー属 フーフェンドー属 フーフェンドー属 フーフェンドル科 フーフェンドル科 フーフェンドル科 フーフェンドル科 フーフェンドル科 フーフェンドル科 フーンドル科					1	2	4	12
ロップモングザル属 フンゲザル属 フンゲザル属 フンゲザル属 フンゲザル属 フンゲザル属 フンドンドル属 フンドンジー風 コース フンドンジー風 コース フンドンジー風 コース ファガミオカミ属 コース ファガミカン属 ファガミカミ ファブリカスイギュウ属 コース ファリカスイギュウ属 コース ファリカスイギュウ属 コース ファリカスイギュウ属 ファリカスクミがめ科 コーコ コース コー								
# 記録								
明乳線								
# 1								
# 1			てフ	ながざる科	1	2	3	5
食肉目 いぬ科 チンパンジー属 1 1 2 タテガミオオカミ属 ドール属 リカオン属 1 2 グラガミオオカミ属 ドール属 1 2 62 ハイエナ科 第二級 3 12 62 ハイエナ科 第二級 3 12 62 ハイエナ科 第二級 3 7 7 ウンピョウ属 1 3 7 7 7 7 7 7 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	100 100 生11			オランウータン属				
食肉目 いぬ科	門孔柳		ひと科	チンパンジー属	1	1	5	6
食肉目 いぬ科 タテガミオオカミ属 ドール属 リカオン属 くま料 3 12 62 ハイエナ科 ** ** 4 本コ属 オオヤマネコ属 ** 7 セョウ属 1 3 7 ウンピョウ属 ** ** 1 2 1 香幣目 さい科 ** ** ** ** ** ** 機ಣ日 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** </td <td></td> <td></td> <td></td> <td>ゴリラ属</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				ゴリラ属				
使用目				イヌ属	1	1	2	10
ドール属		食肉目	いぬ科					
大き科 3 12 62 ハイエナ科				-				
A					_			
Aコ属					3	12	62	349
おこ科 おこ科 とョウ属								
おこ科 ヒョウ属 1 3 7 ウンピョウ属 長鼻目 ぞう科 1 2 1 奇蹄目 さい科 個蹄目 さりん科			ねこ科					
ウンピョウ属 ピューマ属 日本の 日本の					1	3	7	17
長鼻目 ぞう科 1 2 1 高蹄目 さい科 1 2 鳥綱 さりん科 キリン属 1 1 2 鳥綱 だちょう目 ひくいどり科 1 1 1 たか目 カンドル科 1 4 9 原本外の目 かみつきがめ科 1 1 1 おおとかげ科 にしきへび科 2 3 3 ボア科 3 4 3 ブームスラング属 アフリカツルヘビ属 フームスラング属 アフリカツルへビ属 ヤマカガシ属 クチメニス属 コプラ科 マムシ再掲								
高蹄目 さい科 個蹄目 きりん科 キリン属 1 1 2 島綱 だちょう目 ひくいどり科 1 1 1 1 島綱 だちょう目 ひくいどり科 1 1 1 1 たか目 かめ目 かみつきがめ科 1 1 1 1 爬虫綱 かか目 かみつきがめ科 1 1 1 1 にしきへび科 でしきへび科 2 3 3 3 ボア科 3 3 3 3 ボア科 3 なみへび科 アフリカツルヘビ属 アフリカツルヘビ属 ママカガシ属 ママカガシ属 ママカガシ属 ママカガシ属 マスシ再掲				ピューマ属				
機能目		長鼻目			1	2	1	3
機能目 きりん科 キリン属 1 1 2		奇蹄目						
情節目 うし科 アフリカスイギュウ属 バイソン属 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
たちょう目		偶蹄目	きりん科		1	1	2	5
たちょう目			うし科					
鳥綱 たか目 コンドル科 1 4 9 かめ目 かみつきがめ科 1 1 1 おおとかげ科 にしきへび科 2 3 3 ボア科 3 4 3 ブームスラング属 アフリカツルヘビ属 アフリカツルヘビ属 ヤマカガシ属 タチメニス属 コプラ科 くさりへび科 マムシ再掲		だちょう日	71.		1	1	1	1
たか目 たか科	鳥綱				1	1	1	1
かめ目 かみつきがめ科 1 1 1 おおとかげ科 にしきへび科 2 3 3 爬虫網 ブームスラング属 ブームスラング属 アフリカツルヘビ属 アフリカツルヘビ属 タチメニス属 コブラ科 マムシ再掲	נייון פוון	たか目			1	4	9	17
おおとかげ科		かめ目						1
爬虫網 ボア科 3 4 3 どかげ目 ブームスラング属 アフリカツルヘビ属 ヤマカガシ属 タチメニス属 コブラ科 くさりへび科 マムシ再掲					_			
では			(C)	しきへび科	2	3	3	3
爬虫綱 とかげ目 なみへび科 アフリカツルヘビ属 ヤマカガシ属 タチメニス属 タチメニス属 コブラ科 くさりへび科 マムシ再掲 コンテ科				ボア科	3	4	3	5
爬虫綱 なみへび科 ヤマカガシ属 タチメニス属 コブラ科 くさりへび科 マムシ再掲								
(センタングシ属) タチメニス属 コプラ科 くさりへび科 マムシ再掲		とかげ目	なみへび科					
コブラ科 くさりへび科 マムシ再掲	爬虫綱							
くさりへび科 マムシ再掲								
マムシ再掲								
			` `					
			アリ					
わに目 クロコダイル科		わに目		* *				
ガビアル科								

表17 動物取扱業登録状況

 令和3年度末現在の登録件数
 580 件

 令和3年度末現在の事業所数
 382 件

令和3年4月1日~令和4年3月31日

		登録申請	登録更新	登録拒否	変更届出	廃止
	販売	23	47		26	19
	保管	28	50		28	19
	貸出し	7	10		10	6
種別	訓練	5	6		7	5
	展示	6	12		22	28
	競りあっせん					
	譲受動物飼養					
合計		69	125		93	77

表18 動物取扱責任者研修実施状況

平成31年4月1日~令和3年3月31日

	1 /20 1 -	十4月1日 * 171 1	10 T 0 71 0 1 H
	3年度	2年度	元年度
開催回数(回)	5	8	7
出席者数(人)	336	334	372
上記研修欠席者の個別研修(回・人)	書面研修 1 回・ 40人	2回·56人	

[※]R2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、1回における出席者数を抑えながら開催した。

※R3年度の個別研修は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加により急遽中止し、代替として書面研修を行った。

表19 特定動物及び動物取扱業の飼養施設監視指導状況

令和3年4月1日~令和4年3月31日 特定動物 施設数 立入検査件数 措置等 許可取消 措置命令 その他 112 45 動物取扱業 業務停止 21条 22条 立入 登録 施設数 検査 取消 件数 全部 一部 勧告 命令 その他 勧告 命令 その他 販売 41 54 29 保管 26 貸出し 9 11 種 別 訓練 4 5 展示 16 20 競りあっせ λ 譲受動物飼 合計 96 119

【参考1】 動物愛護センター来場者

(人)

事 項	令和	令和	令和
	3 年度	2 年度	元年度
来場者数計	9, 080	3, 486	52, 070

※来場者には、見学者、譲渡希望者、研修会・行事参加者、ボランティアなどを含みます

【参考2】 動物愛護センター運営ボランティア登録者

(人)

	事項	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 元年度
登録者数計		41	52	51
活動区分	I 飼育活動	36	41	39
	Ⅱ案内活動	29	30	28
	Ⅲ普及啓発	23	33	40
	Ⅳふれあい	16	26	31
	Ⅴ譲渡	6	7	7
	VI預かり	15	12	12

[※]各年度登録者は各活動区分に重複登録あり

R2年度は前年度登録更新者と新規登録者の計

【参考3】 動物愛護センターへの寄付協力者

(人)

				()()
事項		令和 3 年度	令和 2 年度	令和 元年度
協力者数計		135	116	93
内容内訳(件)	フード・缶詰類	83	87	74
	タオル類	37	27	24
	トイレシート・猫砂	18	13	8
	飼育用具類	9	19	19
	ワクチン等獣医療品		2	3
	その他	2		1
	計	149	148	129

※協力者数計は延べ人数、内容内訳は重複件数